

令和3年度 第10回 1月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 令和4年 1月25日(火) 午前 9時 から

※ 場 所 湯湾会館

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 脇田委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員
6. 倉本委員 8. 石原委員

※ 欠席した委員

7. 重野委員

※ 出席した職員

産業振興課課長、吉原主事補、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 栄 平四郎 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の報告 5番 委員・6番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 令和4年1月25日(火)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告 無し

- ・日程第4 協議事項

○議 長 議案第4号「農用地利用計画変更申出書について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 議案第4号について、提案理由の朗読と説明を行います。
資料をご参照ください。

申請者は〇〇様、申請住所は大字△△小字□□の●●番地と▲▲番地、
面積が855㎡、その中から用途区分の変更ということで115.06
㎡の農地利利用計画の申請ということになっております。変更理由として
は、農業用倉庫建設のためとなっております。

2枚目の事業計画書をご参照ください。これは、大字△△小字□□の
●●番地と▲▲番地の土地が農用地区域内に設定されている土地になり
ます。農用地区域内の土地に倉庫を建てる際に2aであれば届出をしな
くていいというような特例があるんですが、それは農地転用の申請は必

要ないんですが、農用区域内の利用計画申出書は必要になります。今回、倉庫を建てる場所の侵入経路も含めて115.06㎡なので2a未満ですが、農用区域内の農用地利用計画変更申出書は必要なので、農業委員会で意見を頂いて、その意見を付して県に提出という形になります。県のほうで2ヵ月程告示を行って問題なければ、変更が認められるという流れになっております。

次に事業計画書のほうの説明に移っていきます。上のほうに申請者様の名前がありまして、土地の所有者が▽▽様、◇◇様になります。大字△△小字□□の●●番地が100㎡、大字△△小字□□の▲▲番地が15.06㎡の利用計画の変更となります。変更後の計画として、農業用施設、事業の操業期間または施設の利用期間としては、事業の期間が令和4年4月以降に農業用倉庫を建設し、施設の利用期間としては、建設後永年ということになっております。115.06㎡の内訳ですが、建設物が34.56㎡、進入路が80.5㎡の計画変更となっております。

次に農用地利用計画変更一覧表というものがありますが、これは先ほどの事業計画書を取りまとめた資料になりますのでお目通しください。

続いて、□□地区の平面図になっております。そしてその後ろには構図がありますが、真ん中あたりの斜線の枠に倉庫を建てる予定となっております。資料の最後に現地の写真を添付しております。

説明は以上となります。審議のほどよろしく申し上げます。

- 3 番 基盤整備したところですよ。今後、申請が上がってきたら現地を視察したほうがいいんじゃないですか。
- 議長 今後は、申請が上がってきた時点で現地を視察してから検討したほうがいいかもですね。
- 5 番 そのほうが分かりやすいですね。
- 事務局 はい。
- 推進員 この土地以外にも申請者は土地を借りてるんですか。
- 事務局 はい、借りています。▼▼番地と◆◆番地の土地も管理しているようです。

- 推進員 この4筆ですか。
- 事務局 近隣の農地としてはこの4筆になります。
- 5 番 倉庫の使用目的は記載されていますか。
- 議 長 資材置き場ですか。
- 事務局 いいえ、倉庫を建設するというで伺っております。
- 推進員 これ以外にも村内でこのような案件が何件あったか農業委員で調査するのも一つの方法じゃないですか。他にどのくらいあるの分かりませんが、施設の利用目的はどうなっているのか調査したほうがいいかもですね。
- 事務局 今回上がってきている計画変更申出書なんですが、これは基盤整備地だからというわけではなくて、この土地が農用地区域内であるためです。この農用地区域内というのは、宇検村の農地はほぼすべて農用地区域内に設定されています。区域のなかで、基盤整備の土地があったり、基盤整備されていない土地があったりという感じになります。ですので、宇検村で特例を使って農地の変更を出さずに農業用倉庫を建てようとするれば自然とこの申出書が必要になります。ただ、特例で2 a 未満なら申請しなくてもいいという情報だけが先行してしまって、現在この申出書を申請せずに倉庫が立ってしまっている状態になってます。これは宇検村だけではなく全体的にそういうことが多いようです。正規の手続きを踏もうとすれば申出書を県に提出して許可が下りれば倉庫が建てられるという流れになります。
- 議 長 農地パトロールをするときに農地に倉庫があるかチェックをしてもいいんじゃないですか。
- 推進員 事務局でもこれを把握するのは難しいですよ。真面目に申請してたらいいですけど、知らないうちに建ててると分からないですからね。
- 事務局 そうですね。

○推進員 今後、農業用施設を建てるなら申請してもらうように周知したほうが
いいかもですね。

○事務局 はい、周知を図っていく必要があります。

○議長 他に質疑ありますか。

～ 質 疑 な し ～

○議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。本案について
許可することに賛成の諸君の挙手を認めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

・日程第5 その他

『事務局よりの連絡・報告等』

- ・令和3年度鹿児島県農業委員会大会（農業委員会法制定70周年記念
大会）の開催の中止について
- ・鹿児島本島への視察研修の延期について

○議長 その他、ご意見等ございませんか。

～ 質 問、意 見 な し ～

○議長 質問、意見等が無いようですので、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、令和3年度第10回1月定例総会を閉会します。